

1. 加入法人・会員の大幅増

福祉の職場に優秀な人材が定着するよう、魅力ある職場づくりが大切です。そのためには、職員処遇向上の一環として福利厚生充実の充実が必要であり、全国で唯一の民間施設職員のための福利厚生センターへの加入が重要です。沖縄県福祉人材センターでは「同じ福祉の職場で頑張っている職員のために！」を合い言葉に福利厚生センターへの加入を促進した結果、平成15年度は大きな成果をあげることができました。

表1 年度別 福利厚生センター加入法人一覧表

平成16年3月25日現在

		平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
新規	加入法人	25	5	1	3	4	1	1	5	4	67
	会員数	1,028	75	11	55	7	162	7	150	119	1,386
脱会	脱会法人	0	△2	△2	0	△1	△1	△2	1	△1	0
	会員数	0	△27	△37	0	△13	△129	△98	1	△62	△18
増減	法人	-	3	△1	3	3	0	△1	5	3	67
	会員数	-	47	△26	55	△6	33	△91	150	57	1,368
累計	法人	25	28	27	30	33	33	32	37	40	107
	会員数	1,028	1,075	1,049	1,104	1,098	1,131	1,040	1,190	1,247	2,615

2. 会員交流事業

本年度は会員数が増加したことにより会員交流事業費も増大し、表2のようにたくさんの会員交流事業を実施しました。

表2 平成15年度 会員交流事業実績

事業名	期日	助成内容	参加者	助成総額
1.イルカコンサート	H15.6/12	S席4,500円に対し、2,500を助成し2,000円で提供	100人	250,000円
2.美輪明宏トークサロン	H15.8/8	一般2,800円に対し、1,500円を助成し1,300円で提供	100人	150,000円
3.かなたラソ沖縄利用500円券	—————	大人通常料金3,000円を1,500に割引させ、さらに1,000円を助成し500円で提供	692枚	692,000円
4.立山黒部アルペンルート他3日間の旅	H15.11/7~11/9	ツアー料金76,800円を4,000円割引させ、さらに20,000円を助成し52,800円で提供	25名	500,000円
5.ソウェルクラブ沖縄祭り	H15.12/1~12/3	北部・中部・南部でそれぞれ開催。研修会も同日に実施	173名	1,418,000円
6.氷川きよしコンサート2004	H16.3/27・3/28	S席6,500円に対し5,850円に割引させ、さらに3,500円を助成し、2,350円で提供	200名	670,000円
			計	3,680,000円

3. 海外研修

ソウェルクラブの事業の中でも特に人気の高い海外研修。毎年、参加希望者が多く抽選になりますが、本年度は特別に沖縄県会員の参加枠を設けました。

表3

コース名	研修テーマ	訪問先	期間	参加者
Aコース	老人福祉関係	ドイツ・オーストリア	9月13日～9月21日	緑樹苑 崎原 盛仁
Bコース	マネージメント	ベルギー・オランダ	9月20日～9月28日	沖縄県社協 新垣 幸子 しのめ保育園 山内 洋子
Cコース	障害福祉関係	イタリア・スイス	9月27日～10月5日	みなみの里 久手堅憲一
Dコース	児童福祉関係	ニュージーランド・オーストラリア	1月24日～2月1日	さんご保育園 金城美江子 さつき保育園 米須 秀子

海外研修児童福祉コースへ参加して

さんご保育園 園長：金城美江子

1月24日、いよいよ緊張と期待いっぱいの旅立ちの日、成田空港集合場所で参加者の初顔合わせ。出発前のオリエンテーリングを済ませ、三友団長より成田山神社の無事帰る(カエル)のお守りを全員に安全祈願の心と共に配られ、パスポートと一緒に肌身離さずしっかり納め、空路シドニーへと飛び立った。今思えば、夢のような気がする研修の旅であった。各県より福祉の心を同じくする者同士、親しく語り合い、学び合い、自然の美しさに感動と喜びで日頃の仕事を忘れ、安らぎと明日へのエネルギーを培うことができた研修となりました。

我が国における少子化はますます深刻な状況にあり、この流れに歯止めをかけるため国をあげて少子社会への対応が進められています。今後の次世代育成支援計画の中核的な役割を担う保育所の果たす役割がどうシステム化されていくか気になるこの時期に、児童福祉コースに参加させていただいたことに感謝しています。



前列右端が金城園長

終末医療と人権 ～オリブ山病院緩和ケア病棟～

首里の閑静な町並みのなかにあるオリブ山病院。キリスト教の精神を重んじるこの病院内に「緩和ケア病棟」が設置されている。一般的には「ホスピス病棟」と呼ばれることもあり、県内ではオリブ山病院が最初にその取り組みを始めた。

ホスピスケアとは

ラテン語で“あたたかくもてなす”という意味を持つ「ホスピス」。高度に医療が発達するなか、不治と向かい合う終末医療のあり方の一つとして、ホスピスケアが存在する。ホスピスケアとは、一般的に末期ガン等に苦しむ患者に対し、延命治療を行うのではなく、病气やガン治療による痛みを取り除き安らぎを与える緩和医療。不治と向き合い、短い余生を充実して送れるという利点がある。

オリブ山病院でホスピスケアの取り組みを開始したのは1983年から。当初は1、2床の規模で細々とした取り組みであった。95年には、専門病棟が完成し本格的に取り組むなか、ベット数も7床から15床へ、そして現在では23床へと拡大している。

病棟内の壁は薄いピンク色。ホスピスケアにおいては、壁に落ち着いた色よりも、活力が湧き出る赤系の色を使用することが、患者の沈んでいく気持ちに対して有効になる場合もある。

入院患者は末期ガンの患者が中心。年齢層も高齢者が比較的多いが、30歳代から50歳代の入院患者もめずらしくない。また、時には20歳代の患者も入院してくることもある。入院期間も人それぞれであるが、平均すると約2ヶ月から3ヶ月。特に若い世代の入院患者は生きることへの意欲が強い分、身体的・精神的苦痛も強くなる。



痛みのコントロール

ホスピスケアにおいて重要なことのひとつに、痛みのコントロールがある。入院患者は、身体的にも精神的にも苦痛を背負っている。

オリブ山病院では、キリスト教の精神のもと、チャプレン（牧師）を病院内に配置し、希望の患者にはカウンセリングもしている。毎日開かれるお茶会の前には牧師とともに、賛美歌を歌う。病院とは思えないほどゆったりとした空気が流れているなか、患者もゆっくりとした時を過ごす。患者に対するストレスを抑えるため、スタッフも病棟内では走ったりしないように心がけている。

精神面でも家族との時間を多く過ごせるよう、ファミリーールームも設置されており、病室内でもできるだけ共に過ごしやすいよう



ファーなどが設置されている。少しでも治療の可能性を求めて数々の病院を回り、やがて悲しみと共にこの病院にたどり着いたとき、痛みを背負っているのは患者だけでなくその家族もまた同じ痛みを味わっている。病棟スタッフはその家族の心のケアのためにも家族と過ごす時間を多く取り入れた活動に取り組んでいる。

ホスピスの誤解

オリブ山病院院長の上間一氏は、ホスピスケアの意義について「本来のホスピスケアの意義は、患者の苦痛を和らげ、余命を有意義に過ごす手伝いをするにある」と説明した。しかし、「まだまだホスピスケアは一般の方に誤解されている部分がある。ホスピスは“死を待つ場所”や“安楽死”という間違えたイメージから誤解されることがある」とホスピスの誤解についても話した。「外出・外泊もできれば、病院内でベットと過ごすこともできる。もちろんできる限りの治療は行う。私たちは、生きることに対する積極的な姿勢でもって患者と接している。」と語った。

また、今後について、「まだまだ先の話ですが、ホスピスの社会的役割が認知されてくると、いずれは在宅でのホスピスケアも始まるでしょう」と将来像についても語った。

「死」を見つめ「生」をまっとうする

生きているうちから「死」に対する心構えをもつことは、自己の尊厳にもつながることといえる。特に「死」という問題をどう見つめるかは入院患者のみならず、全ての人にとって重要なこと。余命数ヶ月。ひとりの人間として尊厳のある「生」をまっとうする。たとえあとわずかだとしても、最後まで生きている人間であることは事実である。そこには「ホスピスケア」という選択肢も芽生えはじめている。

今年度の活動最前線は「人権」を共通テーマに5回に渡り取材を行った。そこには決して表面には現れない「少数派」でありながらも、これらの人々を支えようと情熱と信念をもとに意義ある活動を展開している場面と多く出会えることになった。

人権は障害や年齢、性別を問わない最も基本的な権利であり、社会福祉を推進していくうえで特に擁護していかなければならない。関係者ともどもこれを再認識しの活動への支援が高まるよう期待したい。



オリブ山病院

那覇市首里石嶺町4-356 TEL 098-886-2311

福祉施設経営相談

Q & A

Q 今年1月に施行された改正労働基準法の「解雇に関する規定の整備」が求められましたが、具体的に教えてください。

A 労働基準法では、就業規則の絶対的の必要記載事項に「退職に関する事項」を規定しています。しかし、就業規則に解雇事由を記載していなくても、違法とはいえない状況でした。平成13年に、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が施行されたところ、解雇に関する紛争がきわめて多い事が明らかになってきました。相談件数の約3割は、解雇に関する相談です。

このような背景から、今回の労働基準法改正では、「退職の事由」に「解雇の事由」が含まれる事が明文化されました。これにより、どのような理由で解雇されるのかは、就業規則に記載される事になり、事業主は、職員に対し、「解雇事由」についても、周知義務をおう事になりました。

具体的な事由については、特に制限が設けられている訳ではありません。ただし、学説では、「列挙された以外の事由による解雇は許されない事となる」と(菅野和夫著『労働法』第6版)という説が一般的です。したがって、できる限り詳細な解雇事由を規定する事が、後々のトラブルを防ぐものと思われれます。

現在、福祉施設経営支援事業において、県内の社会福祉法人・施設等へ巡回相談を実施した際に、就業規則の解雇事由の規定が「その他全各号に掲げる事由に準ずる事由がある場合」と、包括的な表現になっている場合が多くみられました。ただし、その規定自体は残しておきたい項目ですが、それ以外に、具体的な解雇事由を規定して、就業規則が、解雇事由に該当する行為の抑止になるように、具体化しておくことをお勧め致します。

福祉施設経営支援事業専門相談員 社会保険労務士 江尻育弘

平成16年4月より申込開始

高齢者世帯に対する『長期生活支援資金』貸付制度

長期生活支援資金とは、現在居住し、また将来にわたって住み続けようとしている土地・建物を所有している高齢者に、その土地・建物を担保として生活資金を貸し付ける制度です。

貸付対象(条件)

次の要件のすべてに該当する場合に貸付が受けられます。

- 借入申込者および配偶者が65歳以上(原則として)であること
- 借入申込者単独所有の土地・建物であること
- 同居の配偶者との共有である場合は配偶者が連帯借受人となること
- 借入申込世帯が市町村民税非課税程度の低所得世帯であること
- 土地・建物に賃借権等の利用権や抵当権等の担保権が設定されていないこと
- 借入申込者および配偶者の親以外の同居人がいないこと
- 推定相続人の中から一名の連帯保証人が得られること
- マンションは対象にはなりません

貸付の内容等

- ◇ 貸付限度額
居住用不動産(土地)の評価額の約70%
- ◇ 貸付月額
1月あたりの限度額は30万円以内
- ◇ 貸付期間
借受人の死亡時までの期間または貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間
- ◇ 交付方法
貸付金は、原則として3ヶ月ごとに交付
- ◇ 貸付金の利率
貸付金の利率は、原則年3パーセント
- ◇ 償還期限
貸付契約の終了時(借受人の死亡時等)
- ◇ 償還の担保措置
居住する不動産に根抵当権等を設定
- ◇ 連帯保証人
推定相続人のなかから1名を選任



ここが知りたい!! 長期生活支援資金

Q 窓口はどこですか？

A お住まいの市町村社会福祉協議会が窓口となります。

Q 土地にどれくらいの価値があれば借りられますか？

A 概ね評価額が1,500万円以上となります。

Q 土地の評価は誰がするのですか？

A 社会福祉協議会が指定する不動産鑑定士にお願いします。

Q 土地の評価等の費用は誰が負担するのですか？

A 不動産鑑定士による評価(貸付後の再評価を含む)、担保物権の登録等、契約時に必要な費用から貸付後の償還に至るまでの各種費用は借入申込者(借受人)の負担となります。

Q 借入れ申込みから決定までの期間はどのくらいかかりますか？

A 不動産鑑定等各種事前調査の後、審査委員会で審査を行いますので、3ヶ月程度かかるかと考え下さい。

※詳しくは、県社会福祉協議会(厚生部 ☎887-2000)、または最寄りの市町村社会福祉協議会へご相談下さい。

平成16年度 沖縄県社会福祉協議会特別会員の募集

社会福祉協議会(社協)は地域福祉の推進を目的とした、地域住民と公私の社会福祉関係機関・団体から構成される民間組織です。

沖縄県社協では本会の趣旨・目的に賛同して頂ける県民、並びに企業の皆様を特別会員として募集しています。会員の皆様には、本会広報誌「福祉情報おきなわ」を毎月送付し、福祉に関するさまざまな情報を提供いたします。

特別会員会費 個人 1口……………1万円
法人(篤志企業) 1口……………3万円

詳しいお問い合わせは…

沖縄県社会福祉協議会総務部まで ☎887-2000

ご寄付ありがとうございます。

～沖縄県社会福祉協議会への寄付者～

平成15年12月22日 日本ピリヤード協会 様	148,416 円
平成16年1月13日 沖縄三越労働組合 様	20,000 円
平成16年1月15日 株式会社 加島事務機 代表取締役 加島 篤 様	500,000 円
平成16年1月20日 住友生命保険相互会社 沖縄支社長 岩永 泰三 様	856,992 円
平成16年1月23日 明るい社会づくり沖縄地区協議会 会長 比嘉 幹朗 様	100,000 円
平成16年2月17日 琉球総合ビル管理 株式会社 代表取締役 田場 典弘 様	100,000 円